

指定放課後等デイサービス事業運営規程

【放課後デイサービス ふくまる】

（事業の目的）

第1条 有限会社豊生ケアサービス（以下「事業者」という）が運営する、放課後デイサービスふくまる（以下「事業所」という）が行う指定放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、利用者及び通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することで、利用者及び保護者が安心して日常生活を送ることができるようになることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所が提供する指定放課後等デイサービスは、利用者の心身の状況やおかれている環境等に応じて、生活能力の向上のために必要な療育及び社会との交流の促進を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業所が行う放課後等デイサービス事業（以下、事業という）の実施にあたっては、都道府県、関係市町村、相談支援事業所、地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う法人と事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

法人の名称 有限会社豊生ケアサービス

代表取締役 原田 高行

所 在 地 〒656-0025 兵庫県洲本市本町7丁目4番40号

電 話 番 号 0799-25-5316

事業所名称 放課後デイサービスふくまる

管 理 者 武貞 さおり

所 在 地 〒656-0025 兵庫県洲本市本町7丁目4番40号 2階

電 話 番 号 0799-22-2900

(営業日及び営業時間)

第4条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営 業 日 月曜日から金曜日（国民の休日、12月30日～1月3日を除く）

営 業 時 間 9時00分～18時00分

サービス提供時間 第1単位 13時30分～17時30分（授業終了後）※1

第2単位 9時30分～17時30分（長期休暇等） ※2

※1 第1単位は、授業終了後であり、開所時間減算の適用外

※2 第2単位は、延長支援加算の対象

(サービスの利用料及び利用者負担)

第5条 指定放課後等デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定放課後等デイサービスが法定代理受領サービスであるときは、各市町村が定める額を上限とする。ただし、基準により算定した費用の額の1割に相当する額が、市町村が定める上限額より低い場合には、当該相当する額とする。

2 その他の費用の額は、次のとおりとする。

指定放課後等デイサービスにおいて提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者の保護者に負担させることが適当と認められる費用。

3 前項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

4 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対して事前にサービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

5 利用料金は、毎月15日までに指定の口座にお振込みいただくか、直接現金にて支払うものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

管理者 1名

管理者は、事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対して運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

児童発達支援管理責任者 1名以上

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族に対してその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導等、サービス内容の管理等を行うものとする。

児童指導員 1名以上

児童指導員は、放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び利用者に対し適切な指導等を行う。

(指定放課後等デイサービスの利用定員)

第7条 事業所における利用定員は、10人とする。

(指定放課後等デイサービスの内容)

第8条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を、1日1時間以上行う。

集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

健康状態の確認

送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。

相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、淡路島全域とする。

(相談・苦情対応)

第10条 提供したサービスに関し、法の定めるところにより都道府県または国民健康保険団体連合会等が行う質問、照会に応じ、調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、当が指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 2 提供したサービスに係る利用者およびその家族からの相談及び苦情を受け付ける為の窓口を以下の通り設定する。

【お客様相談コーナー】

電話番号 0799-38-6071

対応時間 月曜日から金曜日 9時00分～17時00分

(国民の休日、12月30日～1月3日を除く)

担当者名 武貞 さおり

※苦情だけではなく「もっとこうしてほしい」等のお客様の声も受け付けるものとする。

【兵庫県国民健康保険団体連合会】

電話番号 ０７８－３３２－５６１７

FAX番号 ０７８－３３２－５６５０

対応時間 月曜日から金曜日 ９時００分～１７時００分

(国民の休日、１２月２９日～１月３日を除く)

【洲本市役所 福祉課】

電話番号 ０７９９－２２－３３３２

FAX番号 ０７９９－２２－１６９０

対応時間 月曜日から金曜日 ９時００分～１７時００分

(国民の休日、１２月２９日～１月３日を除く)

- ３ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとする。

(手順)

- １． 苦情発生
- ２． 管理者が状況、事実確認
- ３． 処遇、処理についての上長及び関係機関、必要に応じて市町村へ報告し、利用者およびその家族への再発防止の説明とともに、必要に応じて謝罪を行う。
- ４． 検討の結果を踏まえ、翌日までには具体的な対策御検討し、行動する。
- ５． 記録を保存し、再発防止に繋げる。

(第三者評価実施状況)

第１１条 事業所は、第三者評価機関による評価を実施していない。

(虐待の防止について)

第１２条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- ２ 事業所は、虐待防止のための指針を整備する。
- ３ 事業所は、虐待防止に関する委員会を設置し、虐待防止委員を選定する。また、虐待防止委員は管理者とする。
- ４ 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及することを目的とした研修を定期的実施する。
- ５ サービス提供中に当該事業所従業者又は援護者（現に援護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(身体拘束の適正化について)

- 第13条 事業所は、利用者に対してやむなく行う身体拘束が適正に管理することができるよう、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 3 事業所は身体拘束等適正化に関する委員会を設置し、身体拘束適正化委員を選定する。また、身体拘束適正化委員は管理者とする。
 - 4 サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
 - 5 緊急時にやむを得ず身体拘束を行う場合は、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体拘束等の適正化の取り組みを行う。
 - 6 職員に対して、身体拘束等適正化を目的とした研修を定期的実施する。

(事業継続計画の策定と実施について)

- 第14条 事業所は、非常災害時等においても利用者に対してサービスが滞りなく提供できるよう、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、非常災害時等において、利用者に対して滞りなくサービスを提供できるようBCP（事業継続計画）を策定し、従業者に周知する。
 - 3 事業所は、BCP（事業継続計画）の内容について、必要に応じて見直しを行い、外部環境の変化に応じて常にアップデートしていくものとする。
 - 4 非常災害発生時に滞りなく対応できるよう、BCP（事業継続計画）の内容の理解を深めることを目的とした研修を定期的に行う。
 - 5 事業所は、非常災害時に備えて定期的に避難訓練等を行う。

(個人情報の保護および秘密保持について)

- 第15条 利用者の個人情報について、事業所は障害者総合支援法の規定に基づき、正当な理由なく知り得た秘密を漏らさない。ただし、利用者および家族の情報については、サービス担当者会議等において、適切なサービス提供を目的として医療・他関連機関従事者との連携を図るために利用することがある。なお、これら関係機関との情報共有に同意がなされない場合、サービス調整等ができず、一体的なサービスの提供ができないといった不都合が生じる場合がある。
- 2 上記の目的で個人情報を利用する際には、利用者若しくは家族からの書面による同意を得るものとし、当該書面への記名・捺印により同意を得るものとする。
 - 3 同意書の有効期限については、契約期間と同じとし、契約期間終了後に利用者および家族からの特段の申し出がなく、サービス利用の継続をされる場合には、契約の自動更新に伴い、同意書の有効期限も自動で更新するものとする。
 - 4 個人情報の範囲については、サービスの円滑な提供に必要な最小限度のものとする。
 - 5 上記目的以外で利用者の写真等の個人情報を使用する場合は、別途同意書を交わした上

で使用するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 2 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- 3 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき、策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 4 事故発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 5 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 6 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して執った処置について記録しなければならない。
- 7 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(損害賠償)

第17条 事業に係る損害賠償責任保険として、以下の保険に加入している。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険の種類 介護保険・社会福祉事業者総合保険

(暴力団の排除)

第22条 事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務づけ及びその結果の公表)

第23条 事業所は、定期的にその提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 事業所は、前項における評価の結果を公表しなければならない。

(その他事項)

第24条 サービス提供の記録について、その完結の日から5年間保存するものとし、本人及び家族に限り記録の閲覧および写しの交付を可能とする。なお、写しの交付については、1

枚につき１０円を徴収する。

- ２ サービス提供時の事故発生や利用者の体調悪化等の緊急時について、最初に本人及び家族より優先連絡先を伺い、必要に応じて連絡する。
- ３ 医師の指示、家族からの希望、利用者本人の体調等の都合により、希望するサービスが受けられない場合は、本人の体調面を最優先して事業所の判断で対応する。
- ４ 当該運営規定については、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

附 則

この規程は、平成２９年１０月 １日から施行する。

この規定は、令和 ６年 ４月 １日から施行する。